

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成29年2月22日（平成29年（行個）諮問第42号）

答申日：平成29年5月25日（平成29年度（行個）答申第32号）

事件名：特定河川事務所が本人と協議を行った際の説明資料及び根拠資料の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、四国地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成28年11月22日付け国四整総個第7号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

平成28年9月29日の協議（県道及び浸水原因）平成26年台風11号12号・平成27年資料及び、平成28年9月の台風16号の新聞記事に基づき、国・県と市自主防災会との3者協議説明資料として、国に出席をお願いし、国は出席すると回答。

翌日、朝、平成28年9月30日、当日、国から出席できないと連絡あり、直ぐ国に出向き、個人情報開示請求するにあたり、その場で、私と協議し説明する書類と特定し、国に提出したものであり、国は認めた中で出すとしながら、私の経歴及び身分を証明する名刺から特許及び特許侵害等の書類、写真（皇室）招待書類等をコピーしながら、国の説明資料及び根拠資料を抜き取る行為は、あきらかに「枉法行為」であり、また、皇室の写真を抜き取る行為は、「天皇陛下及び皇室を誹謗中傷侮辱」する行為であり、速やかな全開示を求める。

（2）意見書

ア 「原処分の考え方」について

原処分庁の対応について・・・平成29年9月29日の台風16号によるパンフレットとか審査請求人自身の行政文書が存在しない確認したとか・・・平成28年10月31日・・・情報公開法3条の規定に基づき開示請求を変更するように指導を行ったが拒否された・・・とあるが、私は国土交通省新技術NETISO・環境省ETV認証・科学技術庁Reed登録者であると名刺を提示したうえで、国と名刺交換協議している。この度、国は「改めてもう一度、300円の印紙貼って出し直したら全部出したる。」と言いつつ、拒否したものである。

イ 妥当性について・・・別紙の2文書1及び文書2回答を明記した資料として、文書3・文書4・文書11を特定し公開し、それ以外ないと説明したとあるが・・・証拠1 職員A㊦を提示し、次のように反論します。国発行のパンフレット（平成26年台風11号・平成27年台風11号・平成28年台風16号）国の資料を提示したなかで、B県C課の証拠2の証言に基づき、浸水場所と原因を特定し、Dポンプ排水場の説明を受けた。「証拠1 職員A㊦を提示する。国が協議した中で、証明したものである。その時、「ポンプを止めてもエエとか」、「床下から床上まで浸かってもエエ」と言う説明した中で、「地元の特定土地改良区から一筆貰っている。」と言ったので、私も同改良区の総代であると当選証書を提示したなかで、「では浸けてもエエとした契約書を出すように」と求めたら、国は「情報公開したら出す」と回答。また、説明できる資料を出すと回答したものであり、その時の協議の中で、国から「証拠1 職員A㊦」一筆貰っている。

また、私の身分を証明するために、肩書の異なる名刺3種類（株式会社Eを含む名刺）を国関係者5人と交換しており、また国は、まず最初に特定土地改良区の総代当選証書の写しのコピーさせてくれと頼まれた資料も、公開されていない。更に国は、皇室の写真含む資料も念のためコピーさせてくれと私に頼みながら、また国は、コピー後に「個人情報でもあり、皇室の写真もあるので確認してくれ」と双方がA3でコピー18枚と確認し、係りの者に尋ねたらA4で1枚1枚コピーし、2枚をA3でコピー18枚、ファイルと同じ様にしたと回答。その時、国は「個人情報でもあり、皇室の写真もあるので現物の私のファイルA3と確認してくれ」と頼まれ、双方が確認した。同時にA3でコピーは18枚と確認した。また国は、平成28年11月22日付けで全て返送しておりとあるが、、、平成28年11月22日、私共役員と2人で出向き、公開資料枚数が足

りないと申し入れ，その場で資料の確認を求めたら，国は資料の確認ならと認めた中で資料を提示し，同時に平成28年9月29日の写真は全てA3でコピーしたと申し入れたところ，国は「足りない物は後で検討する。」として，その時の確認した資料は「F市に送った資料コピーであると」説明を受けた。後日確認の為の参考資料としてくれたものである。請求人は，証拠1職員A㊦を提示し，国が全て返送したとする回答は事実無根であり，また相反する国の反論は，全て枉法行為と主張する。

ウ 「保有個人情報」とは・・・

国の認識及び「保有個人情報」解釈は，正に枉法行為其のものであり，また，個人が皇室の祝宴に招待されることは，日本国民として名誉と誇りであり，その皇室写真及び国の関係する式典の各省庁の次官・局長の名刺及び写真と，津波時の浸水災害時のベットボトル救命ライフジャケット写真等に対して，偽装隠蔽する行為は，国家公務員として，天皇陛下を誹謗中傷する恥ずべき行為であると主張する。

エ 結論

国が排水ポンプを止めた時間帯は，大雨のピーク時であり，またB県は県道を通り止めした時間帯であり，国は過去の災害時より65cm低いと報告していながら，何故，排水ポンプを止めたのか，市自主防災会として住民の生命財産に係わる問題であり，納得できる説明を国と県に求めたものであり，また，私と協議した納得できる説明と資料を求めたものであり，国の回答は余りにも，軽々に「出し直したら出したる。」とか「一切保有してない。」回答は正に枉法行為其のものであり，許されるべきもので無い。審査会でこの真実を明白にし，法令順守に基づく全ての個人情報の開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は，法に基づき，処分庁に対して，別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めたものである。
- (2) これを受けて，処分庁は，別紙の2に掲げる文書1ないし文書11に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し，法14条2号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し，審査請求人は，国土交通大臣に対して，原処分の取消しを求めて審査請求を提起したものである。

2 原処分に対する諮問庁の考え方について

本件諮問にあたり，原処分の妥当性について検討した結果は次のとおり

である。

(1) 原処分における処分庁の対応について

原処分にあたり処分庁は、四国地方整備局河川部河川管理課より審査請求人に対し、開示対象文書を特定するために、電話にて確認したところ、審査請求人が求めている文書は、平成28年9月29日に審査請求人に対して特定事務所が台風16号による出水等の説明を行った際に使用した資料及びその根拠資料であったため、特定事務所が説明した資料、並びに、その根拠資料として「特定排水機場の運転記録」及び「平成28年台風16号による桑野川の出水状況（特定事務所作成のパンフレット）」を特定した。その後、特定した開示対象文書に審査請求人自身の保有個人情報に記載された行政文書が存在しないことを確認したため、平成28年10月31日に四国地方整備局総務部総務課より審査請求人に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）3条の規定に基づく開示請求に変更するよう指導を行ったが拒否された。

同日、処分庁は、開示請求に該当する資料の整理、確認に長時間を要することを理由として、国四整総個第6号にて、開示期限を平成28年11月22日まで延長した。

処分庁は開示決定の判断にあたり、審査請求人が開示を求めている文書は審査請求人自身の保有個人情報に記載された行政文書ではないが、審査請求人とのこれまでの対応により、審査請求人の求めている文書は特定できていることから、平成28年11月22日に原処分を行ったものである。

(2) 原処分の妥当性について

審査請求人は、原処分において開示した文書は全てではなく、「私の経歴及び身分を証明する名刺から特許及び特許侵害等の書類、写真（皇室）招待書類等をコピーしながら、国の説明資料及び根拠資料を抜き取って開示している。」旨主張していることから、「私の経歴及び身分を証明する名刺から特許及び特許侵害等の書類、写真（皇室）招待書類等」のコピーを特定し、改めて開示決定をするよう求めていると認められる。

原処分において開示した文書について、処分庁に確認したところ、平成28年9月29日に特定事務所が審査請求人に対して台風16号による出水等の説明を行った際に使用した資料として別紙の2に掲げる文書1及び文書2を、その時に質問を受けたことへの回答を明記した資料として文書3を、特定排水機場の運転記録として文書4ないし文書10を、さらに「平成28年台風16号による桑野川の出水状況（特定事務所作成のパンフレット）」（文書11）をそれぞれ特定しているため、該当する全ての資料を特定し、開示しており、それ以外にはない旨説明する。

また、上記の「私の経歴及び身分を証明する名刺から特許及び特許侵害等の書類、写真（皇室）招待書類等」のコピーに該当する資料があるか処分庁に確認したところ、以下のとおり説明する。

審査請求人は平成28年9月29日に特定事務所に来庁した際、自己の名刺及び自己の主張を説明する資料を持ち込み、名刺及びそれらの資料を特定事務所職員にコピーするよう強く要求し、特定事務所職員はやむを得ずコピーし、名刺及びそれらの資料の原本については審査請求人にその場で引き渡した。その後、審査請求人は名刺及びそれらの資料のコピーを特定事務所に置いて帰っており、その資料の中に特許の掲載された資料等が含まれていた。ただし、「写真（皇室）招待書類等」については、提示を受けたが、コピーしていない。

また、審査請求人が平成28年9月29日に特定事務所職員にコピーさせて特定事務所に置いて帰った資料については、担当者が念のため保管していたが、特定事務所にて保管しておく必要のない文書であったため、平成28年11月22日付けで審査請求人に全て返送しており、現在は一切保有していない。

法において開示する対象文書は、法12条1項において、「当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報」であると規定されており、法2条3項において、「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有している行政文書である旨規定されている。また、法における行政文書とは、同条同項において、情報公開法2条2項における「行政文書」をいい、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」である旨規定されている。

この規定から検討すると、審査請求人が新たに特定して、改めて開示決定を求めていると認められる、特定事務所職員にコピーさせた資料は、平成28年9月29日の協議において、審査請求人が特定事務所職員に強く要求しコピーさせ、一方的に特定事務所に置いて帰ったことから結果的に一時的に預かることとなっていた資料であり、組織として保有している文書とはいえず、行政文書に該当しないとした処分庁の説明に不合理な点はない。

したがって、別紙の2に掲げる本件対象保有個人情報を特定し、それ以外に該当する文書は保有していないとする処分庁の判断は妥当である。

(3) 審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも、諮問庁の上

記判断を左右するものではない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月27日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年4月24日 審議
- ⑤ 同年5月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙の2に掲げる文書1ないし文書11に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、法14条2号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、特定の文書を挙げ、当該文書に記録された保有個人情報を更に特定すべきである旨主張しているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 上記第2の審査請求人の主張及び第3の諮問庁の説明を踏まえると、審査請求人は、本件対象保有個人情報の外に、特定事務所において、①審査請求人の経歴及び身分を証明する名刺のコピー、②審査請求人の特許及び特許侵害等に関する書類のコピー、③写真（皇室）招待書類等のコピー並びに④特定事務所と特定土地改良区との契約書を保有しているはずであるので、これらの文書に記録された保有個人情報を更に特定すべきである旨の不服を申し立てていることが認められる。

そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、上記①ないし④の文書の保有の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁の説明はおおむね以下のとおりである。

ア ①審査請求人の経歴及び身分を証明する名刺のコピー

- (ア) 審査請求人は、平成28年9月29日に平成28年台風16号による被害のことで特定事務所を訪れ、その際、職員に対して当該名刺等のコピーをとるよう強く要求し、担当職員がコピーをとると、そのまま帰ってしまった。

審査請求人は当該コピーを置いたまま帰ってしまったので、やむなく担当職員が当該コピーを保管していたが、平成28年11月22日の原処分時に、審査請求人に郵送で返却している。

(イ) 以上のとおり、当該コピーは、本件開示請求時点では保管していたが、審査請求人にコピーするよう強く要求されてコピーしただけであって、本来は不要なものであるから、職務上の必要性に基づいて取得した文書ではなく、組織として保有している文書とはいえず、行政文書には該当しないものである。

また、仮に行政文書に該当するとしても、原処分時点で審査請求人に返却してしまっており、もはや物理的に存在しない以上、これを特定することは不可能である。

イ ②審査請求人の特許及び特許侵害等に関する書類のコピー

これについては、上記アと全く同じである。

ウ ③写真（皇室）招待書類等のコピー

これについては、上記アと同様、審査請求人が平成28年9月29日に特定事務所を訪れた際に、担当職員が審査請求人から当該書類の原本の提示を受けたことは事実であるが、コピーを取るよう要求されてはおらず、担当職員はその場で直ちに審査請求人にこれを返却している。したがって、本件開示請求時点で当該コピーを保有していない。

エ ④特定事務所と特定土地改良区との契約書

審査請求人は、特定事務所が地元の特定土地改良区から、Dポンプ排水場の床下から床上まで浸かってもいいというような内容の一筆（契約書）をもらっていると主張しているが、審査請求人の意見は事実と異なり、そのような契約書は作成したこともなく保有していない。また、平成28年9月30日の本件開示請求時に、審査請求人から提示されてもいないので、コピーも取っていない。

なお、本件開示請求を受けて、審査請求人に対して文書特定のための確認作業を行っているが、その際には審査請求人から当該契約書の話は出ておらず、これは原処分後の事後の主張ではあるが、いずれにしても、本件開示請求時点において当該契約書を保有していないことは、上記のとおりである。

オ ちなみに、審査請求人は、意見書において、平成28年11月22日に面談し、特定事務所が「足りない物は後で検討する。」などと説明した旨指摘しているが、同日、該当する事実はなく、上記説明のとおりコピーについては全て審査請求人に返送している。

(2) 審査請求人が特定すべきとする①審査請求人の経歴及び身分を証明する名刺のコピー、②審査請求人の特許及び特許侵害等に関する書類のコピー、③写真（皇室）招待書類等のコピー並びに④特定事務所と特定土地改良区との契約書のいずれも、これを保有していないとする上記諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る

事情も認められない。

したがって、四国地方整備局において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、四国地方整備局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

- 1 本件請求保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）
H28年9月29日に私と国が協議及び説明した書類関係伺い説明証拠書類含む（大津田排水機場，宝田排水機場，横見地区の運転記録を含む）

- 2 本件対象保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）
 - 文書1 平成28年9月台風16号による桑野川の出水状況について（速報）（平成28年9月21日付け四国地方整備局特定事務所記者発表資料）
 - 文書2 桑野川事前防災行動計画（タイムライン）
 - 文書3 台風16号について（平成28年9月29日の協議時の質問への回答）
 - 文書4 平成28年9月20日の前田樋門樋門操作記録簿
 - 文書5 平成28年9月20日の前田樋門水位記録簿
 - 文書6 平成28年9月20日の川原排水機場排水ポンプ運転日報
 - 文書7 平成28年9月20日の大津田樋門樋門操作記録簿
 - 文書8 平成28年9月20日の大津田樋門樋門水位記録簿
 - 文書9 平成28年9月20日の大津田排水機場排水ポンプ運転日報
 - 文書10 平成28年9月20日の桑野川の横見地区の排水ポンプ車出動実態及び出動報告
 - 文書11 平成28年台風16号による桑野川の出水状況（四国地方整備局特定事務所作成パンフレット）